

一般社団法人日本木造耐火建築協会について

■目的

一般社団法人日本木造耐火建築協会は、耐火木構造部材、及び同部材を用いた「中高層・大規模木造建築」の普及を通して、木造建築のマーケットを広げ、森林整備を進め、地域産材（国産材）の需要拡大、雇用の拡大、地域経済の活性化に資することを目的としています。

■入会のメリット

耐火木構造部材の
製造・販売が可能！

木造耐火建築物の
設計ノウハウが習得可能！

木造耐火技術の
最新情報が
いち早く手に入る！

各種講習会に
会員価格で参加が可能！

■会員区分とそれぞれのメリット

会員①：協会が取り扱う耐火木構造部材の「製造及び販売」を行うことができます。

「製造」とは、その製造行為によって耐火木構造部材が製品として完成するものを指します。従って、耐火木構造部材を構成する各部材（例：心材、被覆材、外装材）のみの製造を行う場合には、会員①に該当しません。耐火木構造部材の製造を行い、会員自らが事業主に販売する営業行為が伴う場合に登録が必要となります。

会員②：協会が取り扱う耐火木構造部材の「販売」を行うことができます。

「販売」とは、事業主に対する直接の耐火木構造部材の販売、及び耐火木構造部材の名称を用いての営業行為を指します。これらの販売行為を行うためには、会員①または会員②への登録をしていただく必要があります。販売を行う耐火木構造部材は、会員①から買い取る形で調達する必要があります。

会員③：上記会員①及び②以外の会員で、協会の趣旨に賛同する企業が該当します。

講習会・見学会への参加、耐火木構造部材を構成する各部材の製造、総会への参加、政策の提言、会員募集、広報活動などを行います。

特別賛助会員：建築設計事務所（個人・法人含）が該当します。

全国の木造耐火建築物事例・技術の情報収集や、会員相互の情報交換、講習会・見学会への参加により、木造耐火建築物の設計ノウハウが習得できます。木造耐火建築物の設計・デザインを協会がサポート致します。

特別会員：省庁、都道府県、市町村等が該当します。

講習会・見学会への参加、総会への参加、政策の提言、最新技術情報の獲得、会員相互の情報交換などを通し、木造建築を通しての地域づくりについてのノウハウの蓄積が可能となります。

■会費

各会員は、当協会に対して以下の会費を支払う必要があります。

会員①及び会員②については、年2回（7月および12月）に分けて会費を支払うことができます。

会員①：年間70万円

会員②：年間50万円

会員③：年間5万円

特別賛助会員：年間1万円

特別会員：無料

※会員①及び会員②については当分の間、会費を半額とします。

協会案内



一般社団法人
日本木造耐火建築協会
Japan Fire-proof Timber building Association

お問い合わせ

〒108-0014 東京都港区芝5-13-15 芝三田森ビル
TEL：03-6809-4500 FAX：03-6809-4501
URL：www.mokutaiken.or.jp

なぜ今「木造耐火」なのか

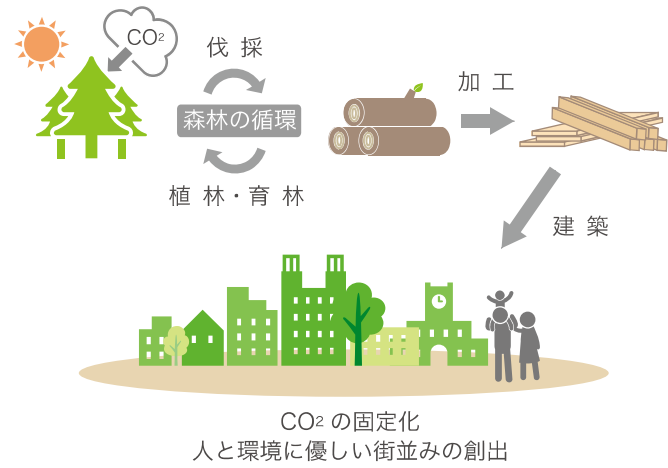
日本の森林蓄積量は年々増加し続けており、戦後の拡大造林で植林した木々は伐採期を迎えています。しかし、年々増え続ける材積量に対し、年間伐採量はまだまだ少なく、国産材が占める割合は国内の木材消費量全体の 3 割程度に留まっているのが現状です。木造耐火技術の確立により、規模または用途上、鉄筋コンクリート造や鉄骨造でしか建てられなかった建物が木造で建築可能となったことで、新しい市場の創出につながり、地域産（国産）木材の需要拡大、人と環境に優しい街並みの実現が期待されています。

木造建築により実現する地方創生

地域の山林から木材を調達、加工し、それらを用いて大規模木造建築をつくることで、地域経済の活性化（関連産業の振興・雇用の拡大等）を促し、賑わいのある街並みの実現、地方創生の原動力となります。

中高層・大規模木造建築の普及により・・・

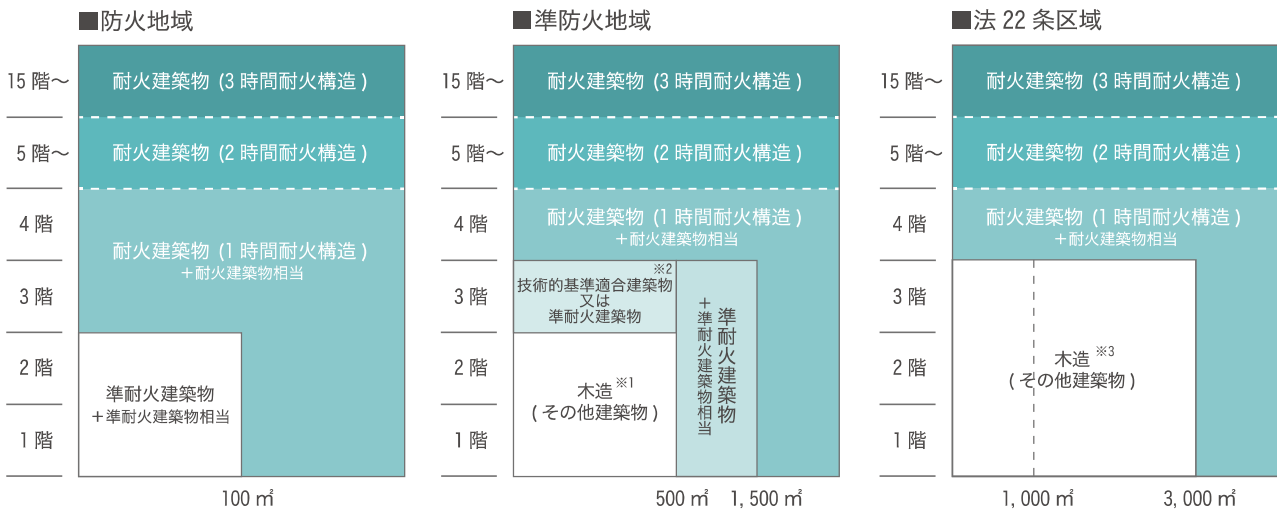
- ・国産木材の自給率向上
- ・林業の活性化
- ・森林環境の整備
- ・地域経済の活性化
- ・都市景観の改善
- ・雇用の拡大



木造建築の防耐火規定

建築基準法では、大規模な建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、火災時の避難安全や延焼防止等の観点から、「建築地の防火地域規制（建築基準法 22 条、61 条、62 条）」、「建物の用途・延べ面積・階数（法 27 条）」、「建物の最高高さ、軒高さ（法 21 条）」により、必要な防耐火性能を定めています。

建物の規模（延べ面積・階数）と必要な耐火性能



■準防火地域
※1 木造（その他建築物）：延焼のおそれのある部分の外壁・軒裏は防火構造とする
※2 技術的基準適合建築物：準防火三戸と呼ばれ、一定の防火措置を行えば木造とすることができる（令 136 条の 2）
■法 22 条区域
※3 木造（その他建築物）：学校などの特殊建築物の延焼のおそれのある部分の外壁・軒裏は防火構造とする（法 24 条）
1, 000 ㎡ごとに防火壁を設ける（法 26 条）

耐火建築物設計の技術的要件

耐火建築物には、屋内外で火災が発生した際に、構造躯体が全く燃えず、倒壊しないことが求められます。建築基準法では耐火建築物を設計する方法として、ルート A、ルート B、ルート C の 3 つの方法が規定されており、木造建築物でルート A を採用する場合、「メンブレン型」、「燃え止まり型」、「鋼材内蔵型」の 3 通りが実用化されています。

ルート A （仕様規定）	被覆（メンブレン）型	燃え止まり型	鉄骨内蔵型
①各主要構造部（壁・床・屋根・柱・梁・階段の 6 部位）を耐火構造とする。（法 2 条 9 号のニイ（1）） ②延焼のおそれのある部分が外壁開口部を「防火設備」（令 109 条）とする。			
（国土交通省告示の耐火性能検証法によるもの：性能設計）	心材（木材） 耐火被覆	心材（木材） 燃え代（木材） 燃え止まり層	心材（鉄骨） 燃え代（木材）
①各主要構造部について、国土交通省告示の耐火性能検証法により安全性を確かめる。（法 2 条 9 号のニイ（2）） ②延焼のおそれのある部分の外壁開口部を「防火設備」（令 109 条）とする。	心材（木材）を強化石膏ボード等で被覆することでメンブレン層（耐火被覆）を形成し、所定の耐火性能を確保する。	心材（木材）を難燃処理木材、モルタル、石こうボード等で被覆することで燃え止まり層を形成し、所定の耐火性能を確保する。	心材（鋼材）を木材で被覆することで、所定の耐火性能を確保する。構造計算上は鉄骨造。
（高度な設計法として国土交通大臣が認めるもの：性能設計）			
①主要構造部が、基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けた構造とする。（法 2 号 9 号のニイ（2）） ②延焼のおそれのある部分の外壁開口部を「防火設備」（令 109 条）とする。			

耐火木造建築物事例

山形県南陽市文化会館



1 時間耐火木造の文化会館。1, 403 席収容のメインホールは「最大の木造コンサートホール」としてギネス世界記録®に認定。

敷地面積：23, 138. 00 ㎡
建築面積：5, 564. 31 ㎡
延床面積：5, 900. 98 ㎡
階数：地下 1 階、地上 3 階
木材使用量：3, 570 ㎡
CO₂ 固定量（推計値）：11, 704 ㎡

京都木材会館



日本で初めて 2 時間耐火木構造部材を採用し、構造材に京都府産の杉・桧材を 100%使用した京都初の純木造 4 階建てビル。

敷地面積：449. 10 ㎡
建築面積：214. 20 ㎡
延床面積：754. 50 ㎡
階数：地上 4 階
木材使用量：364 ㎡
CO₂ 固定量（推計値）：1, 168 ㎡

東部地域振興ふれあい施設



埼玉県と春日部市が整備する複合拠点施設。10, 000 ㎡を超える大規模建築物では全国初の鉄骨造と木造のハイブリッド構造を採用。

敷地面積：5, 212. 40 ㎡
建築面積：2, 848. 04 ㎡
延床面積：10, 529. 08 ㎡
階数：地上 6 階
木材使用量：920 ㎡
CO₂ 固定量（推計値）：2, 952 ㎡